

白井市国土強靱化地域計画策定方針

令和 2 年 6 月

1 目的

今後首都直下型地震が高い確率で発生することが見込まれるとともに、令和元年の台風第 15 号及び第 19 号などの大きな災害や、地球温暖化などに起因する気候変動による台風の大型化や集中豪雨など、近年、大規模自然災害の発生によるリスクが一段と高まっている。

その中で、いかなる大規模自然災害が発生しても、人命を守り、経済社会が、致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持った、安全・安心な国土・地域・経済社会システムを平時から構築する「国土強靱化」が重要となっている。

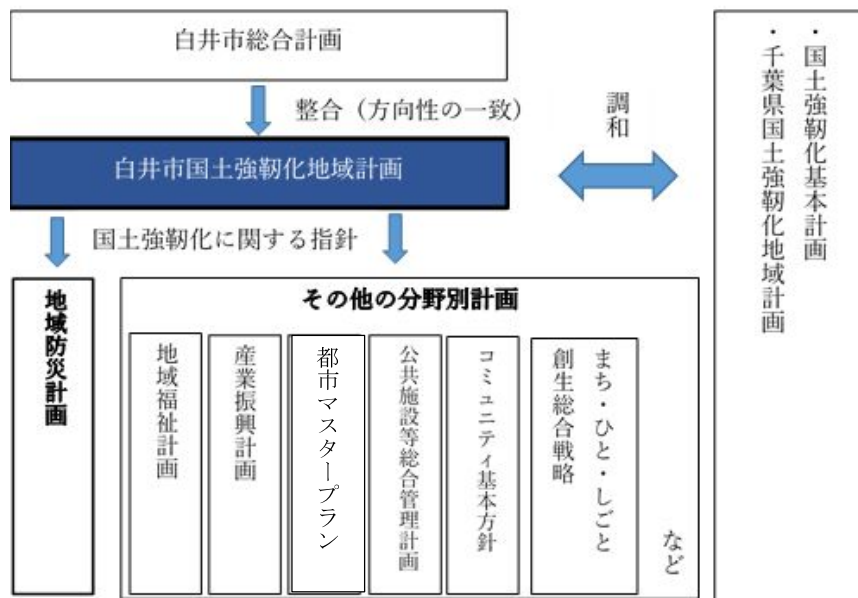
そこで、「国土強靱化」の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、白井市国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）を策定することにより、第 5 次総合計画後期基本計画（素案）に横断的視点として掲げた真に「災害に強いまちづくり」を推進する。

2 位置づけ

地域計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）第十三条に基づき策定する計画であり、国が定める国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）及び千葉県国土強靱化地域計画との調和を図りつつ、本市においては、総合計画の下及び各分野の基幹計画の上で、国土強靱化に関する各個別計画の指針となる計画として位置づける。

また、地域計画策定後は、必要に応じて既存の各種計画の見直し等を適切に行うこととする。

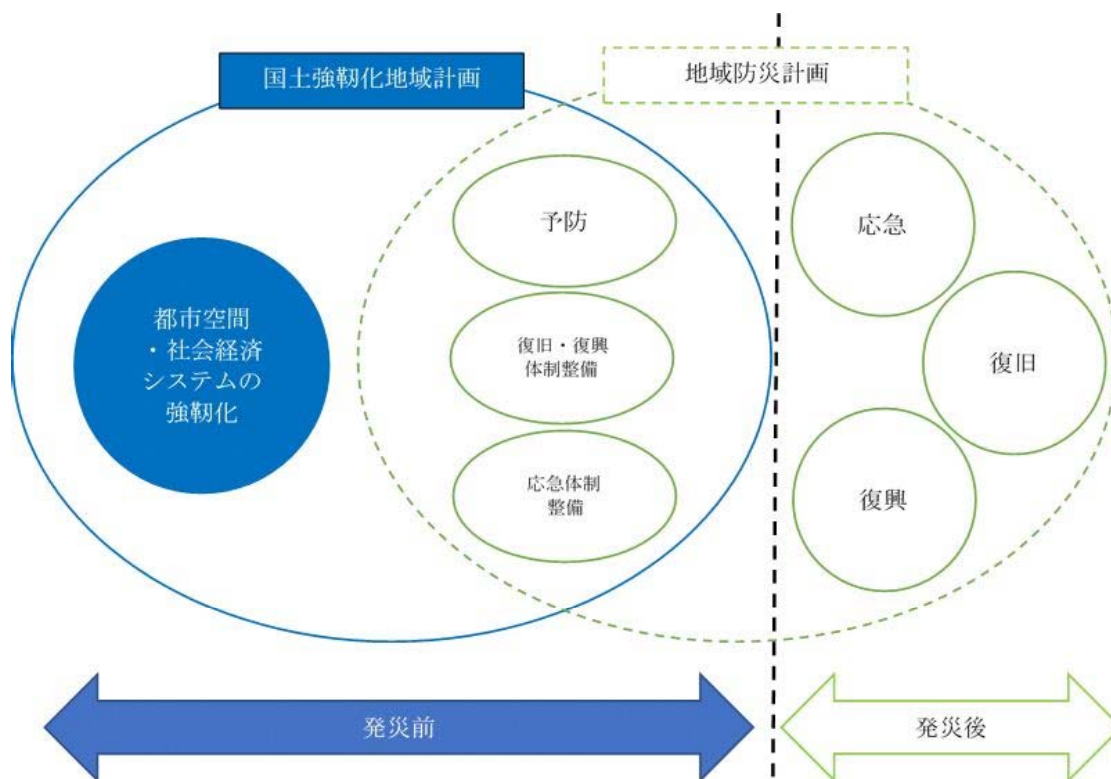
【地域計画と関連計画の関係】



3 地域防災計画との違い

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
対象のリスク	あらゆる「リスク」を見据える。	地震、風水害や大規模事故などの「リスク」を特定する。
特徴	どんな事が起ころうとも最悪の事態に陥る事を避けられる強靱な行政機能、地域社会、地域経済をつくりあげるために、平時からの取組を幅広く位置付けた、長期的なまちづくりの方向性を示す。	災害の種類ごとに、主に災害発生時・発災後の組織体制や関係機関との役割分担、経過時間ごとの取組などの対応力強化を主眼に具体的対策を取りまとめる。
施策の重点化・指標	強靱化すべき分野を特定し、脆弱性評価、施策の重点化を図る。	—
根拠法	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	災害対策基本法

【両計画のイメージ】



4 構成

国土強靱化の取組は、長期にわたる継続的な指針性とともに着実な推進による実効性が求められることから、地域計画は「基本計画編」及び「アクションプラン編」の2編で構成するものとする。

【基本計画編】

主な内容は、計画の基本的な考え方、脆弱性の分析・評価とリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）への対応方策、対応方策の重点化とする。

なお、国土強靱化に関する長期にわたる継続的な指針性を有する計画とするため、期間設定は行わないが、白井市総合計画の基本計画策定期間と合わせて、5年ごとに見直しを行う。

【アクションプラン編】

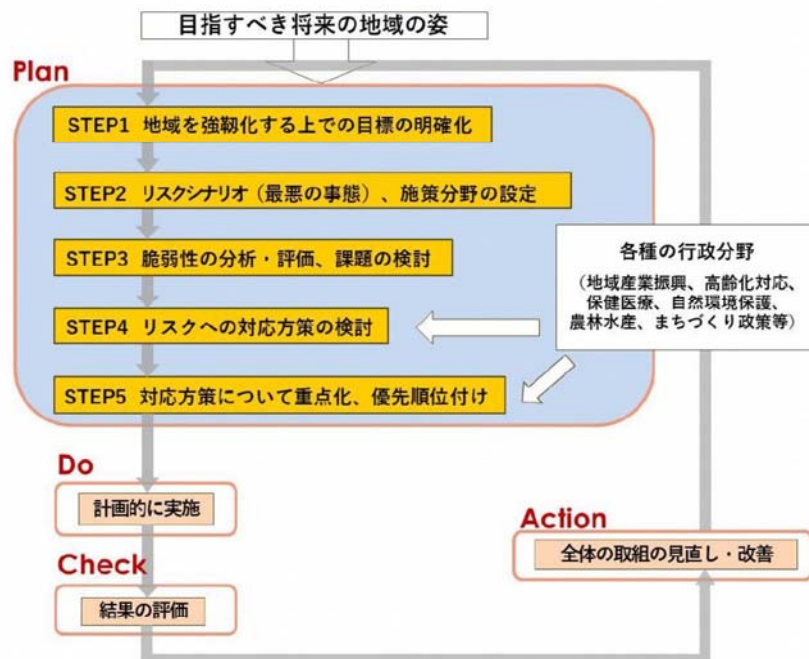
主な内容は、事業内容及び数値目標等とする。

なお、国土強靱化に関する取組を着実に実行できるよう、白井市総合計画の基本計画期間と合わせて、計画の期間は令和3年度から7年度までの5年間とする。

5 策定の進め方

地域計画の策定にあたっては、国土強靱化地域計画策定に関する国の指針である「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」の手順に準じて進める。

【策定手順のイメージ】



出典：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第6版）

【STEP 1】 地域を強靱化する上での目標の明確化

基本計画及び千葉県国土強靱化地域計画を踏襲し、国土強靱化を推進する上での「基本目標」と「事前に備えるべき目標」について設定する。

【基本計画の基本目標】

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

【基本計画の事前に備えるべき目標】

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

【STEP 2】 リスクシナリオ、施策分野の設定

ア リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

基本計画及び千葉県国土強靱化地域計画で設定されたリスクシナリオを参考として、「事前に備えるべき目標」ごとに、リスクシナリオを設定する。

【基本計画のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）】

基本目標	事前に備えるべき目標 (カテゴリー)	起きてはならない最悪の事態
① 人命の保護が最大限図られる ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④ 迅速な復旧復興	1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
		1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2 首都圏等での中央官庁機能の機能不全
		3-3 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下(サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下)
		5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響(基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止)
		5-6 複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響(空路の機能停止)
		5-7 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
		5-8 食料等の安定供給の停滞
		5-9 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-5 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
		7-6 農地・森林等の被害による国土の荒廃
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		
8-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響		

イ 施策分野の設定

基本計画及び千葉県国土強靱化地域計画で設定された個別施策分野（行政機能／警察・消防等／防災教育、住宅・都市、保健医療・福祉、エネルギー、金融、情報通信、産業構造、交通・物流、農林水産、国土保全、環境、土地利用（国土利用））と横断的分野（リスクコミュニケーション、人材育成、官民連携、老朽化対策、研究開発）を参考として、リスクシナリオを回避するために必要な施策を念頭に置き設定する。

【STEP 3】脆弱性の分析・評価、課題の検討

リスクシナリオ及び施策分野をもとに、現状の弱点を洗い出す脆弱性の分析・評価を行い、リスクシナリオごとに現在の取組状況と評価（課題）を把握し整理する。

【STEP 4】リスクへの対応方策の検討

リスクシナリオごとの課題の状況から、ソフト施策とハード施策の適切な組み合わせ、「自助」「共助」「公助」の連携の強化や、平時における利活用などの視点も踏まえ、今後必要となる施策を検討し、「対応方策」として整理する。

【STEP 5】対応方策について重点化、優先順位付け

限られた資源で効率的・効果的な取組とするため、本市が直面する大規模自然災害のリスクの影響の大きさや緊急度等を踏まえ、施策の重点化・優先順位付けを行う。

6 庁内策定体制

ア 行政経営戦略会議

市政運営の基本的な方針及び重要な施策について、行政経営の観点から迅速に決定し、市政を効率的に経営するために設置された行政経営戦略会議において、地域計画の策定状況について適宜報告を行い、意見を伺う。

イ 策定部会（関係課長で構成）

地域計画の策定にあたり、計画に関する総合的な調整を図ることを目的として、関係課長により策定部会を組織し、基本計画編（案）などについて審議を行う。

ウ 庁内検討委員会（関係課職員で構成）

地域計画の策定にあたり、計画に関する現課レベルでの課題や意向等を把握することを目的とし、関係課職員で庁内検討委員会を組織し、国土強靱化に関する取組状況、脆弱性の評価とその対応方策及びアクションプラン編などについて検討を行う。

※地域計画は検討事項が広範に及ぶ一方で、総合計画のように全庁的に関係するのではなく、あくまでも国土強靱化の観点からとりまとめを行うものであるため、関係課は、国土強靱化に関する取組状況の照会結果に応じて設定し、その後、適宜補うなど柔軟に考える。

7 庁外策定体制

ア 市民参加

市民参加条例に基づき、地域計画の案に対し、広く市民の意見を反映するために、パブリックコメントを実施する。

イ 防災会議

白井市地域防災計画の作成・修正をはじめ、市の地域防災に関する重要事項の審議、意見聴取を行うために、指定地方行政機関職員、自衛隊自衛官、指定公共機関・指定地方公共機関の職員、自主防災組織・学識経験者などからなる白井市防災会議において、地域計画の策定状況について適宜報告を行い、意見を伺う。

なお、原則、新型コロナウイルスの感染防止のため、書面会議にて開催する。

ウ 市議会

地域計画の策定状況について適宜報告を行い、意見を伺う。

8 策定スケジュール

別紙「白井市国土強靱化地域計画策定スケジュール」のとおり

9 計画の推進

地域計画の策定後は、計画の着実な推進を図るため、アクションプラン編にて、毎年度、施策ごとに設定した重要業績評価指標（KPI）の達成状況等を評価するとともに、必要に応じて計画の見直しを行う等、実効性を確保する。

白井市国土強靱化地域計画 策定スケジュール (11月2日現在)

策定工程	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		令和3年度
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
A 地域計画	①策定方針作成																								
庁内策定体制	関係課選定																								
B 戦略会議	① 基本計画編(素案)の付議																								
C 策定部会(課長)	① 方針説明																								
D 庁内検討委員会(課員)	① 脆弱性評価																								
E 各課照会等	② 脆弱性評価																								
庁外策定体制	③ リスク対応方策																								
F 市民参加	④ リスク対応方策																								
G 防災会議	⑤ リスク対応方策																								
H 市議会	⑥ 案(基本計画編)の報告																								
I 広報	⑦ 案(基本計画編)の報告																								
関係計画	⑧ 案(基本計画編)の報告																								
J 地域防災計画	⑨ 案(基本計画編)の報告																								
K 後期基本計画	⑩ 案(基本計画編)の報告																								
L 後期実施計画	⑪ 案(基本計画編)の報告																								

★は地域防災計画と同時開催
※は必要に応じて開催